

2020年8月13日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号

株 式 会 社 ぱ ど

代表取締役社長 釜 薫

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、安全を最優先とするため、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面により事前に議決権行使をいただき、株主総会当日のご出席はお控えいただくことをお勧め申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送の程お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 2020年8月28日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分  
（開催時間が前回と異なっておりますのでご注意ください。）
2. 開催場所 東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomC  
（会場が前回と異なっておりますのでご注意ください。）
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.pado.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎本臨時株主総会において、お土産のご用意や株主懇親会の開催はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



への配布関連事業承継に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、前支配株主であるRIZAPグループ株式会社のもと、株式会社サンケイリビング新聞社との機能集約を目的として地域情報誌等の配布・流通を管理する部門をリビングプロシード社に吸収分割しました。当社としては、今後は本業である地域情報誌の編集・発行业に専念するため、当社媒体の配布・流通を管理する部門を当社内に再度設置し、他社媒体の配布機能を担うリビングプロシード社の分離による財務状況の改善を検討してまいりました。

このような前提の下、当社はリビングプロシード社が保有する配布網及び地域密着性に関する相乗効果を期待できるパートナーとの協業・提携の可能性を模索してまいりましたところ、ココネット社よりリビングプロシード社の株式譲受けの意向が表明され、当社として慎重に検討した結果、本件株式譲渡を行うことは、総合的に当社の企業価値向上につながると判断したことから、本件株式譲渡契約の締結に至りました。

本株式譲渡により手元資金を確保し、現在取り組んでいる構造改革を早期かつ確実に進めてまいります。

## 2. 子会社株式譲渡契約の内容の概要

本件株式譲渡契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、本件株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件として、2020年8月31日をもって、当社が保有するリビングプロシード社の発行済株式の全てをココネット社に譲渡いたします。本件株式譲渡については、会社法第467条第1項第2号の2に従い、当社の株主総会の承認が必要となるため、本臨時株主総会において承認を得られることが本件株式譲渡の実行の前提条件とされております。

### 株式譲渡契約書（概要）

株式会社ばど（以下「売主」という。）及びココネット株式会社（以下「買主」という。）は、売主の保有する株式会社リビングプロシード（以下「対象会社」という。）の発行済普通株式100,000株（以下「本件株式」という。）を売主から買主が譲り受けること（以下「本件株式譲渡」という。）に関して次のとおり合意し、本日付で、株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式の譲渡）

売主は、買主に対し、本契約の規定に従い、クロージング日（第3条に定義される。）において売主が保有する本件株式100,000株を譲渡し、買主は、売主からこれを譲り受ける。

## 第2条（譲渡価格）

本件株式譲渡の対価は、一株当たり6,680円、合計668,000,000円（以下「本件譲渡価格」という。）とする。

## 第3条（クロージング）

第1条に規定する本件株式譲渡の実行（以下「クロージング」という。）は、2020年8月31日又は両当事者が別途合意する日（以下「クロージング日」という。）に行われる。クロージングにおいて、各当事者は、次の各号に定める行為を行う。

- (1) 売主は、前条に規定する本件譲渡価格の支払を受けることと引換えに、買主に対し、本件株式の株主名簿上の名義を売主から買主に書き換えるために必要な書類を引き渡す。
- (2) 買主は、前号に規定する書類の交付と引換えに、本件譲渡価格を、売主の指定する以下の銀行口座に振込みの方法により支払う。振込手数料は買主の負担とする。

<略>

## 第4条（重要書類等の引渡し）

- 1 売主は、クロージング日に、買主に対して以下の書類を引き渡す。
  - (1) 本件株式の譲渡を承認する旨の決議がなされた取締役会議事録の写し
  - (2) 本件株式の譲渡承認請求書・同承認書の写し
  - (3) 本件株式の売主から買主への株主名義書換請求書
  - (4) 売主から買主への名義書換を完了した対象会社の株主名簿の写し
  - (5) 第7条第5項に従って売主が取りまとめた辞任届4通
  - (6) 売主の法人印鑑登録証明書
  - (7) 売主及び対象会社の法人登記事項全部証明書
  - (8) 第7条第4項に従って取得した同意書の写し
- 2 買主は、クロージング日に、売主に対して以下の書類を引き渡す。
  - (1) 法人登記事項全部証明書
  - (2) 法人印鑑登録証明書

## 第5条（売主の表明及び保証）

- 1 売主は、買主に対し、本契約締結日現在及びクロージング日において（ただし、特段の記載がある場合には当該時点において）、別紙5.1に記載された各事項が全て真実かつ正確であることを表明及び保証する。
- 2 前項の規定にかかわらず、買主又はそのアドバイザーが本契約締結日において認識している事実又は認識し得た事実については、前項に定める売主の表明及

び保証の違反を構成しないものとする。

## 第6条（買主の表明及び保証）

1 買主は、売主に対し、本契約締結日現在及びクロージング日において（ただし、特段の記載がある場合には当該時点において）、以下の各事項が全て真実かつ正確であることを表明及び保証する。

### （1） 存続及び権限

買主は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、その財産を所有し、本契約を締結し、本契約上の義務を履行するために必要な権利能力及び権限を全て有している。

### （2） 本契約の締結及び履行

買主による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、法令又は社内規則上必要な機関により適法かつ有効に承認されており、必要な社内手続を全て履践している。

### （3） 本契約の執行可能性

本契約は適法かつ有効に締結されており、その条項に従い、法的な拘束力のある義務を構成し、買主に対して強制執行が可能である。

### （4） 反社会的勢力からの断絶

買主は、集团的に又は常習的に違法行為を行うことを助長するおそれがある団体又はそのような団体の構成員及びこれらに準ずると合理的に判断される者（以下「反社会的勢力」という。）ではなく、反社会的勢力との間に直接・間接を問わず、何らの資本・資金上の関係もなく、反社会的勢力が買主の経営に直接又は間接に関与している事実がない。

### （5） 許認可等の取得

買主は、本契約の締結及び履行並びに本件株式譲渡の実行に必要とされる司法・行政機関等からの許認可・承認等の取得、司法・行政機関等に対する報告・届出等又はその他法令等上の所要手続を、全て法令等の規定に従って履践している。

### （6） 法令等との抵触の不存在

買主による本契約の締結及び履行は、以下に該当しない。

- ① 法令規則など、裁判所・政府機関などの判決・命令・判断など又は許認可の違反
- ② 定款・社内規程の違反
- ③ 契約の債務不履行、解除事由、早期償還事由又は期限の利益喪失事由

(7) 倒産手続の不存在

買主に、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる法的倒産手続の申立てがなされていない又は支払不能などの倒産申立ての原因が存在しない。

(8) 資金調達

買主は、クロージング日の前日において、本契約に基づく義務（本件譲渡価格の支払義務を含む。）を履行し、本件株式譲渡を完了するに足る十分な資金を有している。

2 前項の規定にかかわらず、売主が本契約締結日において認識している事実又は認識し得た事実については、前項に定める買主の表明及び保証の違反を構成しないものとする。

第7条（クロージング日までの売主の義務）

1 表明及び保証にかかる通知義務

売主は、クロージング日までの間、善良なる管理者の注意をもって、本契約締結前と実質的に同一かつ通常の業務方法により対象会社を運営し、本契約締結日からクロージング日までの間に、第5条に規定する売主の表明及び保証に違反する事項が判明した場合には、買主に対して直ちに当該事項を書面にて通知する。

2 対象会社の事業活動

売主は、本契約において別段の定めがある場合又は買主が書面で事前に同意した場合を除き、本契約締結日からクロージング日までの間、対象会社をして、対象会社の事業を通常の業務の範囲内で善良なる管理者の注意をもって遂行させ、対象会社をして以下の行為を行わせない。

- (1) 重要な契約等の交渉、締結、変更、解除、修正又はかかる契約の債務不履行。
- (2) 借入れ、社債の発行、債務引受、リース契約の締結、第三者の債務についての保証又はこれに類する行為、その他の債務負担。
- (3) 資金の貸付けその他形態の如何を問わず信用の供与。
- (4) 事業の全部若しくは一部又は重要な資産の譲渡、移転、賃貸、担保権設定、その他一切の処分。
- (5) 事業の全部若しくは一部の譲受又は重要な資産の購入、賃貸借その他の方法による取得。
- (6) 新規の店舗若しくは営業所の開設又は既存の店舗若しくは営業所の閉鎖若しくは大規模な改装。
- (7) その営業若しくは会計の手法、原則、実務又は手続の重要な変更。
- (8) 定款、社内規則、与信若しくは回収の方針、会計勘定仕訳の基準若しくは実務、引当若しくは償却の方針又はこれらに関する規則の制定、変更又は廃

止。

- (9) ①株式その他の出資証券、新株予約権、オプション、ワラントその他の株式若しくはその他の出資証券を購入若しくは取得できる権利の発行又は処分、②株式に関する配当その他の分配の決定又は給付（現金であるか否かを問わない。）、①②に関する合意。
- (10) 会社分割、合併、事業譲渡、株式交換、株式移転、解散その他の組織変更、株式、出資持分、その他これらに類するものの譲渡又は譲受、第三者との資本又は業務上の提携、その他これらに類する行為。
- (11) 従業員の異動や労働条件の変更。
- (12) 自己株式又は自己新株予約権の取得又は消却。
- (13) 資本金の額の増加又は減少、準備金の額の増加又は減少。
- (14) 株式の分割又は併合。
- (15) 剰余金の配当その他の処分。
- (16) 新規事業の開始、既存事業の重要な変更若しくは廃止又は子会社若しくは関連会社の設立。
- (17) 役員又は管理職の選任若しくは選定又は解任若しくは解職。
- (18) 人事制度又は報酬体系等の変更、役職員に対する賃金、報酬、退職給付等の増額、福利厚生制度等の開始、終了又は変更、役職員の増員又は異動（ただし、通常の業務の範囲内において行うものを除く。）、役職員に対する賞与の支給、その他本契約締結日までの人事に関連する取扱い、慣行等と著しく異なる行為等。
- (19) 重要な契約又は売主の子会社・関連会社との契約の締結、変更、修正、解約、解除、又は終了。
- (20) 対象会社から売主関係者に対して利益が移転するおそれのある一切の行為等。
- (21) 訴訟等の提起若しくはこれに類する手続の開始又は訴訟等に関する重要な方針の決定。
- (22) 法的倒産手続開始の申立て。

### 3 取締役会の承認

売主は、本契約締結日からクロージング日までの間に、本件株式譲渡のクロージングが可能となるよう、本契約及び対象会社の取締役会による譲渡承認決議等対象会社の社内手続上必要とされている一切の手続を行う。

### 4 同意等の取得

本契約の締結又は履行に関し、法令又は契約等に基づいて第三者に対して通知を行い、又は承諾を取得する必要がある場合には、クロージング日までにかかる通知を行い、又は承諾を取得する。

### 5 役員の辞任届

売主は、クロージング日までに下記記載の辞任日を内容とする辞任届を取りまとめる。なお、辞任届については、クロージング日においてクロージング日までの執務における役員退職慰労金請求権が存在しないことの確認文言付きの辞任届とする。

#### 記

代表取締役 小泉一郎の対象会社代表取締役としての辞任届（クロージング日で辞任）

取締役 小澤康二の対象会社取締役としての辞任届（クロージング日で辞任）

取締役 湯川慎也の対象会社取締役としての辞任届（クロージング日で辞任）

監査役 川原典明の対象会社監査役としての辞任届（クロージング日で辞任）

以上

#### 6 鹿児島支店の廃止

売主は、対象会社をして、クロージング日までに鹿児島支店を廃止し、対象会社のHPからも削除する。

#### 7 雇用契約書等の整備

売主は、対象会社をして、クロージング日までに、2020年6月1日に売主から転籍した従業員及び同日以降に対象会社に入社した従業員（以下「対象会社従業員」という。）との間で、買主の事前の承諾を得た雇用契約書・労働条件通知書を整備し、就業規則等の各種規則、労使協定等については、買主の求めに応じてクロージング日までに最大限努力して整備する。

#### 8 雇用の維持

売主は、本契約締結日からクロージング日までの間、対象会社をして、対象会社従業員の雇用の維持に最大限努力、特に買主の指名する者については、買主の承諾なく異動をさせてはならない。ただし、対象会社の就業規則違反による解雇、本人からの退職等の申し出がある場合は除く。

#### 第8条（クロージング日までの買主の義務）

1 買主は、本契約締結日からクロージング日までの間に、第6条各号に規定する買主の表明及び保証に違反する事項が判明した場合には、売主に対して直ちに当該事項を書面にて通知するものとする。

2 買主は、本契約締結日からクロージング日までの間に、売主が契約しているNU関内ビル（所在地：神奈川県横浜市中区山下町223番地1）の賃貸借契約を対象会社に切り替える手続を売主と協力して行う。買主は、当該賃貸借契約の切り替えにあたり、対象会社が売主に対して敷金相当額全額を支払うこと、又は、売主が貸与人から敷金全額の返還を受けることについて異議を述べないものとする。

3 買主は、クロージング日において本件株式譲渡の実行が可能となるよう、本



契約及び社内手続上必要とされる手続（独占禁止法第10条第2項の規定による株式取得に関する計画届出を含む）をクロージング日までに行う。

## 第9条（損害賠償）

### 1 売主の損害賠償義務

(1) 売主は、買主に対し、第5条に基づく表明若しくは保証の違反又は本契約に規定された売主の誓約若しくはその他の義務の不履行に基づき、買主が被った損害について本件譲渡価格を上限に賠償する。

(2) 売主は、前項のほか、2020年2月14日に対象会社が株式会社和歌山リビング新聞社、株式会社えひめリビング新聞社、株式会社リビングポスティング熊本、株式会社高松リビング新聞社、株式会社播磨リビング新聞社（以下、総称して「譲受会社」といい、個々を指す場合には「各譲受会社」という。）との間で締結した事業譲渡契約に関し、本契約締結日時点で対象会社が行っている事業について、クロージング日から5年以内に各譲受会社から競業避止義務違反を理由とする損害賠償請求がなされ、当該損害を対象会社又は買主が賠償した場合、売主は対象会社又は買主に対し、当該賠償額（対象会社又は買主が支払った合理的な弁護士報酬を含む。）を賠償しなければならない。

(3) 売主は、対象会社が、第三者の債務について保証又はこれに類する行為、債務引受をしている債務につき、第三者に債務不履行が発生し、対象会社が弁済を行い、当該第三者から対象会社が支払った弁済額について弁済を受けられず、クロージング日から3年以内に対象会社又は買主に損害が発生した場合、売主は対象会社又は買主に対し、当該弁済額を支払わなければならない。

(4) 本条に定めるもののほか、クロージング日以前の対象会社の行為等により買主又は対象会社が損害（ただし、1件あたり金50万円を超過する場合に限る。）を被った場合、売主はその損害額（対象会社又は買主が支払った合理的な弁護士報酬を含む。）を本件譲渡価格を上限（ただし、第(1)号における金額と通算する。）に賠償する責任を負う。

### 2 買主の損害賠償義務

買主は、売主に対し、第6条に基づく表明若しくは保証の違反又は本契約に規定された買主の誓約若しくはその他の義務の不履行に基づき、売主が被った損害について本件譲渡価格を上限に賠償する。

### 3 損害賠償の期間

前2項に基づく損害賠償義務は、各号に別途定めがある場合を除き当該請求がクロージング日から2年以内になされない場合、当該期間の満了する日をもって消滅する。

## 第10条（クロージングの前提条件）

### 1 買主の義務の前提条件

買主のクロージングを完了させる義務は、クロージング日において、以下の各条件の全てが成就することを前提とし、条件不成就の場合はクロージング日においてクロージングを完了させる義務を負わない。ただし、買主は、以下の各条件のいずれについても、その裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

- (1) クロージング日において、第5条に規定する売主の表明及び保証が、重大な点において真実かつ正確であること。
- (2) クロージング日までに売主が本契約に基づいて履行又は遵守すべき義務が、重大な点について履行又は遵守されていること。
- (3) 対象会社の取締役会が本件株式譲渡を承認する決議を行っていること。
- (4) 買主が以下の書類を受領していること。
  - ① 第7条3項に規定する対象会社の取締役会議事録の写し
  - ② 第7条4項に規定する契約相手方等の同意書の写し

### 2 売主の義務の前提条件

売主のクロージングを完了させる義務は、クロージング日において、以下の各条件の全てが成就することを前提とし、条件不成就の場合はクロージング日においてクロージングを完了させる義務を負わない。ただし、売主は、以下の各条件のいずれについても、その裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

- (1) クロージング日において、第6条に規定する買主の表明及び保証が、重大な点において真実かつ正確であること。
- (2) クロージング日までに買主が本契約に基づいて履行又は遵守すべき義務が、重大な点について履行又は遵守されていること。
- (3) 第8条2項、3項に規定するクロージング日までの買主の義務が履行されていること。

## 第11条（競業避止及び勧誘禁止）

1 売主は、本契約締結日から5年を経過する日までは、本契約締結日時点で売主が営んでいる情報誌「ばど」を配布する「ばどんな」事業及び売主が本契約締結時点で契約する配布員、配布会社が情報誌を配布する事業を除き、日本国内において対象会社が本契約締結日現在営んでいる事業と直接若しくは間接に競合する事業を自ら行わず、又は第三者を通じて行わない。

2 売主は、クロージング日以後5年間が経過する日まで、対象会社の従業員及び「リビングレディ」登録者に対し、買主の書面による事前承諾なく、売主及びその関係会社又はその他の第三者への就職の能動的な勧誘（求人広告等による、

一般的な勧誘を含まない。)を行わない。

## 第12条 (クロージング後の売主の義務)

### 1 同居中の賃借物件について

売主は、本契約締結日時点で、売主が賃借している物件に対象会社が同居している東京・千葉支社(住所:東京都港区六本木六丁目8番10号 ステップ六本木5階)、埼玉支社(住所:埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目55番2号 第一大宮ビル5階)につき、クロージング後も対象会社が代替物件を賃借するまでの間、引き続きクロージング前と同様の利用形態で同居することを認め、明渡し請求をしてはならない。ただし、同居期間はクロージング日を起算日として東京・千葉支社は3ヶ月以内、埼玉支社は6ヶ月以内とし(本物件の契約終了に伴う移転は除く。)、対象会社及び買主は明渡しにあたって、対象会社の所有する動産の引き揚げ費用のみを負担し、その他の原状回復費用は負担しないものとする。

### 2 新役員の選任

売主は、買主の指名する者が対象会社の取締役又は監査役に選任されるよう、必要な協力をする。

### 3 転籍への協力

売主は、本契約締結日時点で、対象会社の業務を行っている売主に所属する従業員のうち、買主が希望する従業員を、売主から買主へ転籍するよう必要な協力をする。ただし、売主による協力は、本契約締結日において買主が別途指定する従業員に限り、かつ、クロージング日までの期間に限るものとする。

## 第13条 (雑則)

### 1 解除及び終了

- (1) 本契約は、クロージング日以後は、如何なる理由によっても解除されない。
- (2) 売主は、クロージング前に限り、(i) 買主の表明若しくは保証に重大な違反があった場合、(ii) 買主に本契約を継続し難い本契約上の重大な義務違反があり、売主が買主に対して書面により催告したにもかかわらず、当該催告日から1週間が経過する日までに当該違反が是正されなかった場合、(iii) 買主について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる法的倒産手続(外国法に基づく法的倒産手続を含む。)の申立てがなされた場合若しくはその申立てがなされるおそれがあると客観的かつ合理的に判断される場合又は(iv) 第10条1項に規定する前提条件が充足されなかった場合は、買主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- (3) 買主は、クロージング前に限り、(i) 売主の表明若しくは保証に重大な

違反があった場合、(ii) 売主に本契約を継続し難い本契約上の重大な義務違反があり、買主が売主に対して書面により催告したにもかかわらず、当該催告日から1週間が経過する日までに当該違反が是正されなかった場合、(iii) 売主について、破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる法的倒産手続(外国法に基づく法的倒産手続を含む。)の申立てがなされた場合若しくはその申立てがなされるおそれがあると客観的かつ合理的に判断される場合又は(iv) 第10条2項に規定する前提条件が充足されなかった場合、売主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

(4) 本条各項に基づく本契約の終了は、それ以前に生じた売主又は買主による本契約に基づく義務の違反に係る責任には影響を及ぼさず、かかる責任は本契約の終了後も存続する。

(5) 本条各項に基づいて本契約が終了した場合であっても、第9条及び本条は有効に存続するものとする。

- 2 秘密保持 <略>
- 3 公表 <略>
- 4 譲渡禁止 <略>
- 5 公租公課及び費用 <略>
- 6 分離可能性 <略>
- 7 完全合意 <略>
- 8 準拋法 <略>
- 9 裁判管轄 <略>
- 10 誠実協議 <略>

上記を証するため、売主及び買主は、本契約書を2通作成し、原本各1通を保有する。

2020年8月7日

売主：東京都港区六本木六丁目8番10号  
株式会社ばど  
代表取締役 釜 薫 ㊞

買主：東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号  
ココネット株式会社  
代表取締役 田口 義隆 ㊞

別紙5.1 売主の表明及び保証

<略>

### 3. 子会社株式譲渡契約に基づき当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本件株式譲渡契約に従い、リビングプロシード社の全株式をココネット社に対して668百万円（以下、「本件株式譲渡価額」といいます。）で譲渡いたします。

当社においては、2018年11月1日に行われた当社を株式交換完全親会社、リビングプロシード社を株式交換完全子会社とする株式交換の際の割当ての内容、上記取得時から現在までのリビングプロシード社の事業、業績の状況及び、今後の見通し並びに独立した当事者であるココネット社との間で協議・交渉を重ねた上で本件株式譲渡価額の合意に至っていること等を総合的に勘案し、本件株式譲渡価額は相当であると判断しております。

#### 4. 株式を譲渡する子会社の概要

(1)名称	株式会社リビングプロシード		
(2)所在地	東京都港区六本木六丁目8番10号		
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小泉 一郎		
(4)事業内容	プロモーション及びコミュニケーション活動に関わるマーケティング活動全般		
(5)資本金	100百万円		
(6)設立年月日	1977年6月10日		
(7)大株主及び持株比率	株式会社ぱど 100%		
(8)上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社が当該会社の株式を100%保有しております。	
	人的関係	当社の取締役1名及び従業員2名が当該会社の取締役を兼任しており、当社の従業員1名が当該会社の監査役を兼任しております。	
	取引関係	当社が編集・発行する地域情報誌及びチラシの配布業務を委託しております。	
	関連当事者への該当状況	当社の完全子会社であり、関連当事者に該当します。	
(9)当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
純 資 産	1,413百万円	1,099百万円	748百万円
総 資 産	2,210百万円	1,782百万円	1,901百万円
1株あたり純資産	14,133円	10,993円	7,484円
売 上 高	7,168百万円	6,539百万円	6,826百万円
営 業 利 益	21百万円	1百万円	△2百万円
経 常 利 益	23百万円	6百万円	2百万円
当 期 純 利 益	8百万円	△13百万円	△50百万円
1株あたり当期純利益	80円85銭	△139円74銭	△509円79銭

## 5. 子会社株式譲渡先の概要

(1)名称	ココネット株式会社	
(2)所在地	東京都中央区日本橋人形町一丁目11番2号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 田口 義隆	
(4)事業内容	コミュニティコンシェルジュ(ご用聞き・見まもり)事業、買い物弱者対策支援事業、食品宅配事業	
(5)資本金	10百万円	
(6)設立年月日	2011年10月5日	
(7)大株主及び持株比率 (2020年3月31日現在)	セイノーホールディングス株式会社 100.00%	
(8)当社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

以上

## 株主総会会場ご案内図

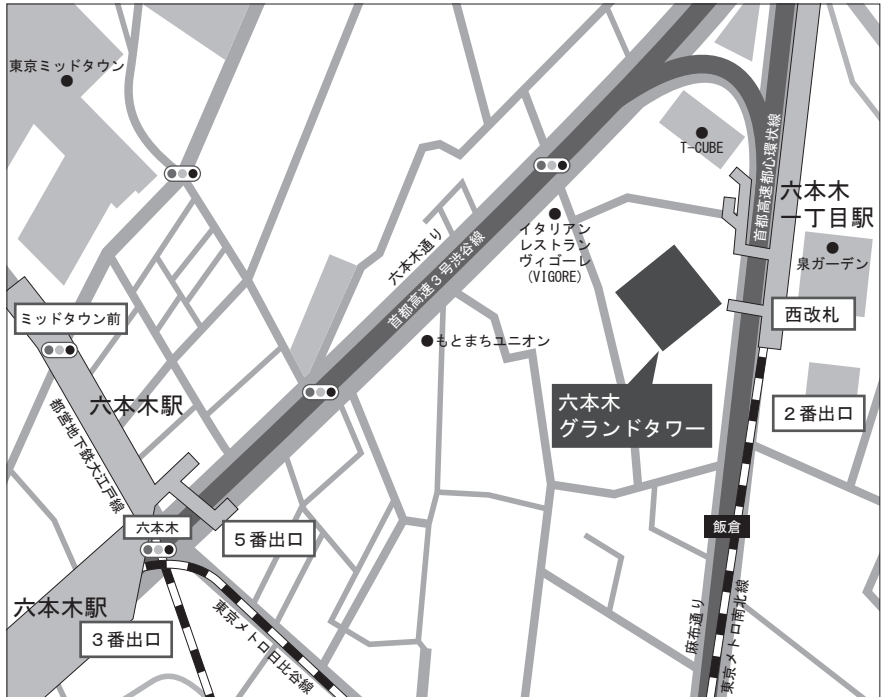
会場：東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomC

電話 03-5545-1722

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。



交通のご案内：地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通  
(西改札)

※ベルサール六本木とは異なる建物です。  
ご注意ください。

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。